

「大学生のためのお金の教室～アルバイト中にケガをしてしまいました」

ファイナンシャルプランナー 江尻正幸

11月になると、就職活動や大学祭を終えた大学4年生の多くが、アルバイトに一層力を入れます。

今回は、このような学生を中心に、働く人は誰でも知っておくべきことをお伝えいたします。

【質問】

居酒屋でアルバイトとして働いています。

厨房で調理中、お皿を割った際にケガをしてしまいました。

このとき、治療費は私が全額支払わなければいけないのでしょうか？

(平田さん 大学4年生)

(卒業旅行資金を準備するため、アルバイトに精を出している)

【回答】

仕事中に負ったケガの治療費は、平田さんが全額負担する必要はありません。

「労災保険」というものがあるからです。

労災保険	労働者の業務中の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行なう。 原則として、1人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用される。
------	--

平田さんの場合、アルバイト中に遊んでいたわけではなく、まじめに仕事を行なっている際にケガをしてしまったので、労災保険の適用対象となります。

そして、条件さえ満たせば、その通院費（実費相当額）も受給できます。

指定医療機関	無料で治療・薬剤給付を受給できる（療養給付）
指定医療機関以外	療養にかかった費用を受給できる（療養補償給付）

もちろん、こういった給付を受けるためには所定の手続きが必要となりますが、基本的には事業主側が主導するケースが多く見受けられます。

書類の記入例などは、厚生労働省 HP にも掲載されていますので、下記リンク先を参考にするとよいでしょう。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

参照：厚生労働省 請求書記載例

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-14-04.pdf>

つまり、平田さんのようなアルバイトの学生でも、業務中や通勤中にケガを負ってしまった際などは、まずは速やかに上司に報告すべきだといえます^(注)。

●健康保険証を利用して治療を受けてしまったら？

しかし、場合によっては所定の手続きや上司への報告をする前に、病院で治療を受け、その費用を支払うこともあるでしょう。

このとき、その金額は返ってこないのでしょうか？

もちろん、そんなことはございません。

健康保険証を利用して治療を受けた場合でも、労災保険を利用することができます。

領収書などを用意して、加入している健康保険の取扱機関や労働基準監督署に問い合わせましょう。

注：通勤災害による給付を受ける場合、原則として初診時に200円を自己負担します。

参照 URL

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>